第24期 軽井沢町農業委員会 第10回 総会議事録

発言者	内容
	(開会:13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第 10 回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。 4月下旬になり、軽井沢町もやっと花を迎える季節となりました。日頃より軽井 沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつ も申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待 されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、 権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生 防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い 手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。 なお、本日もJA関係の報告や町側から外川補佐及び県の人事異動により農業農 村支援センターに戸谷補佐の後任として赴任となりました岡沢克彦補 佐にもご出席いただいております。後ほど自己紹介を兼ねて改めて皆様にご紹介 いたしますので、本日はよろくお願いいたします。 それでは第24期軽井沢町農業委員会第10回総会を開催いたします。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽 井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうこ とになっておりますので、よろしくお願いします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、12名の出席でございます。坂本委員、栁澤委員より欠席の連絡がありました。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条、在任する委員の過半数の出席により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則 第14条の規定により、議席番号3番の土屋哲委員と議席番号11番の小林朝夫 委員の2名にお願いします。

市村初仁議長 次に4の事業報告について、事務局より報告願います。 青木事務局長 それでは、お手元の次第1ページの令和3年3月26日から令和3年4月27日 までの行事等について、報告いたします。 3月26日(金)に軽井沢町農業委員会第9回総会が開催されました。 4月8日(木)に塩沢地区の農道付け替え現地立会が行われ、佐藤寛 治委員が出席しました。 4月16日(金)に農業委員会4月役員会が開催されました。 続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、3件ございまして、農 地法第__条で、_____の、___ について、令和__年__月__付長野県指令_____第__号の___、 で許可と なっております。2件目も_条となりますが、___地区の、___、について、 令和_年_月_付長野県指令_____第_号の___、____で許可とな っております。 3件目も_条となりますが、_____の、___、について、令和_年 _月__付長野県指令_____第__号の___、___で許可となっております。 ②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。 次に5ページ(6)相続税、贈与税の納税猶予継続届出に伴う「引き続き農業 経営を行っている旨の証明書」交付結果については、1件ございまして、それぞ れ、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認し、証明書を 交付いたしました。 事業報告は以上でございます。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。 事業報告について、質問等はございませんか。 委 員 なし 市村初仁議長 無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第 5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。それでは、事務局 より説明願います。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申 請」についてを説明いたします。 青木事務局長 次第は6ページ、補足資料1ページから42ページをお願いします。議案第1号 番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。 借宿地区でございます。

 譲渡人は、__名です。_____、____、_____、
 番に住所のある_____、

 ____、___です。____、
 に住所のある、_____、

___、____に住所のある、_____、__、、___です。___

に住所のある____、__、、__です。

\	に住所のある、		です。譲受人
は、	\	に住所のある_	
	です。		
申請の所在地は、_	ございます。		、地目は、
面積、_	\ <u></u> _	、地目/	は、面積、
			です、
番、	地目は、面積		
地目は、面積			、地目は、面積
		、地目/	は、面積、
	、地目に	は、面積	_、なお、この計画は農
地以外の土地も含め	た分譲となりまして	て、全体の計画面積	責が10,675.2㎡、そ
の内農地面積は8,	885㎡でございま	ます。	
農地面積の転用が3	,000㎡を超えま	と すので、この案件	‡については皆様のご審
議をいただいた後に	.、地区常設審議委員	員会での審議が必要	要となります。大規模で
はない開発等の場合	は県での審査のみる	となりますが、一定	E規模を超える案件につ
いては農業会議が所	「管する委員会で事 利		ととなります。スケジュ
ール等はハンドブッ	ク4-26ページを	をご参照ください。	続いて場所でございま
すが、補足資料5~	ージに位置図がごさ	ざいますが、借宿仏	公民館より南側に200
mほど進んだ箇所に	位置し、町道借宿村	寸中線の東側、	付近までが
分譲区域となります	- 。転用の目的です <i>は</i>	が、譲受人である_	
	_は	でありる	ますが、当該地を選定し
た理由としては、周	囲には住宅、別荘、	診療所等があり、	信濃鉄道しなの追分駅
にも近く住宅地とし	ては良好な環境に	あると判断したこ	と及びそれぞれの譲渡
者にも譲渡したいと	の要望もあったこと	とが経緯でございる	ます。先ほども説明しま
したが、総面積が1	0,675.2 ㎡、内農	農地面積は8,88	35㎡で、分譲区画数は
25区画となります	。町の用途地域区分	けは、近隣商業地域	以と第1種住居地域の2
つの用途地域内でこ	ざいます。農地法に	よる農地区分は、	第3種農地になります。
権利関係は		となります。	
それでは農地転用の	一般基準について記	说明させていただる	きます。
ハンドブック4-2	0ページになります	すので、参照して<	ください。農地法第5条
第2項第3号の資	力・信用については	、土地代が、	千円、造成費が
円、計	千円となっ	っています。この丼	可、に
			千円を
千円の	資金の調達方法です	ナが、	となり、
	添付されております	+	
利害関係につきまし	ては抵当権、その個	也権利等は設定され	れておりません。
次に施行規則第57	条第1号の申請地の	の利用の迅速性で	すが、工事計画では、許
可後から令和3年1	2月末までが、工事	事期間で、概ね1年	F以内となっており、問
題ないと思われます	•		
次に、施行規則第5	7条第2号他法令∅	D許認可等について	ては、都市計画法第29

条の開発許可申請も必要となり、同時に進行しております。

次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。

次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用もございますが、区画計画 図を見る限り一体での利用に問題無いと思われます。

次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、区画計画図を見る 限り問題無いと思われます。

次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。

次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。

以上により議案第1号番号1については、許可できない場合に該当しません。

市村初仁議長

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。

委員番号1番の土屋史彦委員が議案第1号番号1について説明します。4月26

土屋史彦会長代 理

進委員、私と事務局で立会を実施しました。今回、開発行為を伴う大規模な分譲 計画のため、事務局にも立会をお願いしました。計画地は借宿区の中央にありほ とんどが田であります。以前は稲作を行っておりましたが、公図上は赤線がござ いますが道幅が狭く、接道がとれない土地もあります。所有者の大半が町外に在 住し、町内の所有者についても農業は行っておらず、30年ほど耕作放棄地とな っております。現地は湿地でございまして、そばを栽培していていた時期もあり ましたが、ほとんど収穫はできていませんでした。当該地の西側で葉物野菜を栽 培している方がいますが、農地は造成地より高い位置にありますので、造成によ る土砂の流れ込みや販売による建物の日影発生などの影響はないと判断します。 しかし農繁期におけるトラクターの音、また防除によるトラブル、堆肥の臭いな どの苦情が心配でありことから、販売会社の には、土地 購入希望者には畑の存在、そして現在の状況説明をしていただくよう、重ねて立 会時にはお願いをしておきました。また今回の計画地の周囲は水路に囲まれてお り、計画では2mを超える盛土もあり、水路に沿って擁壁を作ることになってお ります。下部の土地では水の利用もございますので、土砂の水路への流失等にも 留意していただくこともお伝えしました。本案件は8,885㎡と面積が大きい

農地転用であり非常に残念ではありますが、現地確認し特に問題はないと判断い

市村初仁議長

ありがとうございました。

遠山推進委員、補足説明はございますでしょうか。

たしました。皆様のご審議をお願いいたします。

委 員

ございません。

市村初仁議長

ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。はい、土屋哲農地部長

土屋哲農地部長

各区画の排水については合併浄化槽となるのか。

土屋史彦会長代

理

全区画公共下水道への接続となります。

市村初仁議長

他にございますでしょうか。はい、荒井委員

委 員

この計画について、借宿区のご意見はいかがでしょうか。

土屋史彦会長代 理 より、説明については近隣の方々に文書で通知しておりまして、反対意見はほぼなかったとういうことでございます。反対はございませんが、近隣者からこの計画に伴い水路の廃止もございますが、その流入口にごみが詰まっていることから、今後廃止することによって段差がないように仕上げてくれとの要望がございましたので、先日の立会時に全て施工会社には伝えてはあります。

市村初仁議長

他にございますでしょうか。はい、堀川推進委員。

委員

被害防除措置に、建築物の建設ないと記載されているが、日照関係の防除は 問題ないか。

青木事務局長

今回の計画は建築条件付きの計画ではないので、被害防除措置での日照関係の記載はない。各所有者が建物を建築する際に、建築基準法に基づいての斜線規制等において適用されます。

市村初仁議長

他にございませんでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1について、採決を行います。 賛成の方は挙手願います。

市村初仁議長

ありがとうございました。 賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。

よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。 それでは次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。 事務局より説明願います。

事務局長

議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。

次第7頁から8項、補足資料は、43頁から49項をお願いします。

軽井沢町長より、農業委員会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、 農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございまし たので、審議をお願いいたします。

5月の公告分でございますが、再設定が、5件、7筆、面積は、13,939㎡、内訳は、田が2,534㎡、畑11,405㎡です。中間管理が4件、5筆、面積が10,339㎡、内訳は、田が2,278㎡、畑、8,061㎡です。合計で、9件、12筆、面積は、24,278㎡で、内訳は、田が4,812㎡、畑が19,466㎡です。

集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。

同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

市村初仁議長

ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。

議案第2号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当りますので、土屋史彦委員の一時退席をお願いします。

委 員 退席

市村初仁議長

農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。

それでは、議案第2号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の5月公告分について、 ご意見のある方はお願いします。

委 員 なし

市村初仁議長 よろしいでしょうか。

委 員 なし

市村初仁議長

ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第2号軽井沢町農用地利用集積計画5月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。土屋史彦委員の復席を認めます。

(委員 復席後)

土屋史彦委員に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、

お知らせします。

それでは次に報告第1号「農地法施行規則第29条第1号農業用施設の届出」を 議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

青木事務局長

報告第1号「農地法施行規則第29条第1号農業用施設の届出について」をご報告いたします。

次第は9ページ、補足資料は48ページから52ページ、発地地区となりまして、 届出者は____、住所は___、施設の設置箇所は____

です。 は による

ありますが、農具の保管、作業場所の確保の為、当該地に77、76㎡の農業用 倉庫を新築するものでございます。所有者の承諾を得て、2a未満の建築物であ る為、届出のみとなりますが、自然保護対策要綱に基づく届け出及び別途建築確

認申請は必要となります。以上でございます。

市村初仁議長

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、報告第1号 について担当委員より説明願います。

委 員

推進委員の儘田が説明をいたします。概要については事務局説明の通りでございます。畑の中央に建築するものでございますが、排水及び他の農地等に影響を及ぼすものでないことや2a未満であること、土地所有者の承諾を得ていますので問題ないと判断いたします。

市村初仁議長

ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、報告第1号についてご意見のある方はお願いします。

委 員

なし

市村初仁議長

よろしいでしょうか。それでは次に同様に報告事項となりますが、報告第2号 「「軽井沢町長期振興計画審議会委員の選出」を議題といたします。事務局より 説明をお願いいたします。

青木事務局長

報告第2号をご報告いたします。次第の10ページから11ページをお願いします。 令和3年5月6日で軽井沢町長期振興計画審議会委員任期が終了することに伴い、新たに2年間の任期で委員2名を選出する依頼が担当課である総合政策課よりございました。

現在、土屋史彦会長代理と栁澤昌代委員となっておりますので、継続して両名を 選出することといたしました。期間は令和3年5月7日から令和5年5月6日ま でとなることをご報告いたします。本日、栁澤委員は欠席されておりますが、事 前に承諾は得ています。 市村初仁議長

報告事項ではありますが何かご意見等はございますでしょうか。

委 員

なし

市村初仁議長

ありがとうございました。次に6、のその他事項に進みます。(1)、のJA 関係について、土屋代理よりご報告を願います。

土屋会長代理

まず価格安定事業の発動がされまして町行政感謝申し上げます、例年ですと5月 に入ってからの振込となりますが今年度は4月30日に振り込まれるそうです、 有り難うございました。前回の総会にて定期異動についてご報告いたしましたが 4月1日より新に軽井沢支所へ配属になられた方をご報告いたします。経済課所 長、神津賢一さん、販売業務、金井義喬さん営農指導、金井沙夜子さん、資材中 里博美さんです。続いて会議等についてですが、4月16日に予定されておりま した野菜専門委員会はコロナ過の為中止となりました。また例年4月下旬に開催 されます市場を呼んでの販売推進会議も中止となりました。今後の予定ですが5 月21日予冷庫におきまして第一回目揃い会が開催されます。5月28日に農協 総代会の開催予定です。野菜の出荷状況ですが少量では有りますが例年よりも早 く4月27日、レタスの初集荷となりました。5月6.7日頃からまとまった出 荷となりそうです。また、ここ最近の冷え込みにより
キャベツの凍霜害が出て おります。発地地区においては既にかなりの被害が出ているようです。干ばつ気 味のところで氷点下4、5度となり活着していない苗については他地区において も今後心配されるところであります。4月12日に89回浅農会ゴルフコンペが 開催されました際には農業委員会の方々にもご参加いただき晴天のもと楽しく 競技する事が出来ました荒井龍介浅農会会長に代わって御礼申し上げます。 以上です。

市村初仁議長

JA 関係で何かご質問などはありますでしょうか。

委員

なし

市村初仁議長

なければ次に進みます。(2)については岡沢補佐よりお願いいたします。

岡沢補佐

この4月より佐久農業農村支援センター技術経営普及課長補佐兼地域第二係長として前任の戸谷補佐の後任で配属となりました岡沢でございます。よろしくお願いいたします。以前の配属地は松代にある長野県農業大学校でありまして、果樹が専門でございました。その前が須坂にある試験場で12年間おりまして、普及は15年振りでございます。実は佐久最初の赴任地でありまして、合計で3回目となります。前回は18年前にきまして、全域の果樹担当でした。野菜はうとい部分もあり、皆様には多々ご迷惑をおかけする部分もございますが、県の普

及計画沿ってご意見もいただいたり、これから顔なじみになってやっていきたい と考えております。私のほうから別紙の資料を用意いたしました。一枚目は組織 体制についてですが、佐久農業農村支援センターは農業農村振興課と技術普及課 の2つの部署がございまして、私がいるのは技術経営普及課の地域第二係でござ いまして、軽井沢町の普及を担当しております。続いて農作物の生育概況ですが、 暖冬傾向ということでございまして、だいぶ生育が進んでいるような状況でござ います。ここへきてだいぶ朝晩の冷え込みということで、直近では昨日ですかね、 佐久管内を見まして、凍障害が発生しているということでございました。それか ら4月6日、10、11日にマイナス4度とか、場所によっては7度とか、軽井 沢のハウスの中でもレタスの苗が凍ったりしたという話もありまして、葉が白く なったものは植え付けをし直さなければならない状況でございます。果樹につい ても最近分かってきたところもございまして、管内については数千万円、県では 2億数千万円余の被害額ということでございます。支援センターでもそれに見合 った指導をしていきますのでよろしくお願いいたします。最後に農作業中の事故 について、農繁期を迎え、既にトラクターの事故も発生しており、運転等には十 分ご注意して事故防止に努めてください。

市村初仁議長

ありがとうございました。岡沢補佐に皆様から何かお聞きしたいようなことがありましたらお願いいたします。はい、荒井龍介委員

委 員

4月26、27日の霜で約8反歩くらい被害にあっていますのでまたご確認ください。

岡沢補佐

今日、確認させていただきました。

市村初仁議長

今後とも岡沢補佐にはいろいろとご助言等をいただきたくお願い申し上げます。 それでは次に町側より外川補佐お願いいたします。

外川観光経済課 長補佐兼農林振 興係長 日頃より皆様には町農政にご尽力を賜り誠にありがとうございます。私のほうからは3点お願いしたいと思います。まず一つ目でございます。町の事業についてでございますが、農地有効活用整備委託についてでございますが、農地の確保および有効利用の支援を目的として町が実施する、遊休農地の解消対策事業です。例年実施している委託事業であり本年度より名称が変更となりました。対象地区でございますが、追分地区、上発地地区、下発地地区、馬取地区でございます。依頼内容ですが、地区の農長委員及び農地利用最適化推進委員の皆様にご協力をいただき、地区内の農振農用地所有者のうち希望者へ、事業内容の周知をお願いします。併せて、申請書を取りまとめていただいた上で、次回総会時に町へ提出くださいますようお願いします。事業対象は対象となる農地は、納税猶予地を除く農振農用地のみとなります。また、特別の事情により農地の雑草等の刈取りが

できない場合にのみ申請を行えるものとします。

いただきました申請書に基づきまして、対象農地であるか、実施可能であるか 等調査を行った上で、業者へ委託し実施する運びとなります。以前にご意見をい ただいておりますが、実施時期は秋頃を見込んでおります。こちらは高齢者等 の雇用の安定等に関する法律に基づきまして、町ではシルバー人材センターにお 願いしている状況でございます。シルバー人材センターと実施時期について調整 をしましたが、秋頃にさせてもらいたいとの回答があり、調整がうまくつきませ んでしたのでご了解をいただきたいと思います。農地有効整備委託については以 上でございます。2つ目でございます4月30日に町農業再生協議会を開催させ ていただく予定になってございます。経営所得安定対策等についてご説明申し上 げますので、連日となってしまい申し訳ございませんが、皆様のご出席をお願い いたします。3つ目でございますが、本日新聞折り込みもありましたが発地市庭 で開催します、発地マルシェ、2日からの開催を予定してございます。コロナ禍 ということもあり、例年ですとグランフェスタという形で盛大にやっているんで すけれども、本年度も地マルシェという形で少し規模を縮小しまして開催したい と思います。コロナ対策におきましては十分、対策をして実施したいと思います ので、ご家族お誘いの上、足を運んでいただければ幸いでございます。以上3点、 町のほうからのお願いでございます。

市村初仁議長

ありがとうございました。町関係で何かお聞きしたいことをありますでしょうか。はい、佐藤豊委員

委 員

農地有効活用整備委託についてですが、昨年の資料は農林振興係にございます でしょうか。

外川観光経済課 長補佐兼農林振 興係長

こちらで保管しています。

市村初仁議長

他にございますでしょうか。ないようであれば次に(4)の事務局関係について 事務局よりご説明をお願いいたします。

青木事務局長

- 6. その他事項 次第の、12ページをお願いします。
 - (4) 事務局関係について

ア、の令和3年度の農業委員会視察研修アンケートについてでございますが、本年は24期農業委員の2年目となり、2泊3日となります。日程は令和3年11月18日から20日までを予定しており、視察先は未定でございます。視察先を選定するに当たりまして、皆様からのご意見を反映させたいと考えております。

24期農業委員会は2年目を迎えていますが、まだ一体でのまとまった活動が実施できていない為、可能な限り現時点では実施する方向とさせていただきます。新型コロナの感染状況にもよりますが、この件に関して何かご意見等があれば視察先等々と併せて、ご記入いただき、次回の総会時までにご提出をお願いいたしまします。

なお、ご意見が無い場合は役員及び事務局にて調整をさせていただきますことを ご了承ください。最終的な実施可否の判断は9月から10月頃を目途といたしま す。

イ、広報かるいざわ8月号特集ページへの農業委員会記事掲載についてでございますが、現在町広報にて各月で特集記事を掲載しておりますが、農業委員会分として8月号に別紙記事を掲載予定でございます。以前に広報にて環境問題等を取り上げ、農業分野における取組も持続可能な社会実現に向けて重要な要素として掲載させていただきました。農業委員会もこの内容に引き続いて、委員の活動内容を町民の方へ周知することによって、農業に興味を持つ方が増加することを期待しております。別紙は原案でありますので、委員の皆様のご意見を反映させて校正を行ってまいりたいと考えております。ご意見がある方は5月末までに事務局までご連絡をお願いいたします。

ウ、当面の会議・行事日程等について

する。

○農業委員会5月役員会

- ○軽井沢町農業者年金推進協議会総会 令和3年4月28日(水)農業委員会総会終了後 役場2階 第3・4会議室 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員・推進委員のみ参集し、開催
- ○軽井沢町農業再生協議会(委員全員) 令和3年4月30日(金)13時30分から JA佐久浅間軽井沢支所 2階 会議室
- 令和3年5月17日(月)13時30分から 役場2階 第5会議室
- ○第24期軽井沢町農業委員会第11回総会 令和3年5月26日(水)13時30分から 役場2階 第3・4会議室
- ○佐久浅間農業協同組合第22回通常総代会(会長) 令和3年5月28日(金)13時30分から 小諸市文化センター 大ホール
- ○市町村農業委員会長・事務局長合同会議(会長・事務局長) 令和3年6月8日(火)12時30分から 佐久平交流センター 2階 第5会議室
- 令和3年6月16日(水)13時30分から 役場2階 第5会議室
- ()第24期軽井沢町農業委員会第12回総会令和3年6月25日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室
- エ、配布資料等について

○農業委員会6月役員会

- ○全国農業新聞普及推進一覧表(令和3年4月1日現在)
- 引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけ

をお願いいたします。

○次に、農業者年金加入推進ニュースです。「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」は終了しましたが、今後、2ヵ年の新たな推進活動がスタートしていますので引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。

なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいた だければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。

○農作業安全啓発の徹底についてですが、本年度に既に3件の死亡事故が発生しております。特に農作業機を使用中での事故が多い状況でございます。トラクターは作業機を装着した状態で公道を走行することが可能となったこともあり、安全啓発について数種類のパンフレット等を配布しますので、啓発のほどよろしくお願いいたします。

○農地調整ハンドブックについて、令和3年度の差し替え分が農業会議から届きましたので、配布させていただきます。基本的にはハンドブックは随時差し替えでの対応となりますことをご承知ください。

○農業会議だより他資料も配布いたしますのでご確認をお願いいたします。事務 局からは以上でございます。

市村初仁議長

ありがとうございました。ただ今の事務局関係で何かございますでしょうか。 はい、堀川推進委員

委員

視察関係ですが、役員や事務局で候補地の案はありますか。

青木事務局長

九州方面を考えております。

市村初仁議長

他にございますでしょうか。なければこれで第24期軽井沢町農業委員会第 10回総会を閉会といたします。本日はありがとうございました。

閉会 14時45分